

対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空において小型無人機等の飛行を行う場合の手続

飛行を行う 10 営業日前まで

飛行を行う 48 時間前まで

申請者（小型無人機等の飛行を行う全ての方）

①同意の申請

②同意又は不同意

対象防衛関係施設の管理者

③事前の通報

※対象防衛関係施設の管理者への通報については、不要となる場合がありますので、次ページをご確認ください。

対象防衛関係施設の管理者

③事前の通報

対象施設周辺地域を管轄する警察署

都道府県公安委員会

③事前の通報

※対象施設周辺地域に海域が含まれる場合にのみ必要です。

管区海上保安本部、海上保安部又は海上保安航空基地

管区海上保安本部長

※①申請書の様式については、同ホームページの申請書の様式一覧に掲載していますので、そちらをご利用ください。

※③通報書の様式については、同ホームページの通報書の様式一覧に掲載していますので、そちらをご利用ください。

※災害その他緊急やむを得ない場合に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、対象防衛関係施設の管理者に口頭で通報することで足りることとしています。ただし、その場合であっても対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空については、対象防衛関係施設の管理者から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があることに注意してください。

※具体的な通報の窓口となる対象防衛関係施設、警察署及び海上保安本部等については、防衛省、各都道府県警察及び国土交通省のホームページを参照してください。通報書は対象防衛関係施設、警察署又は海上保安本部等の窓口でも入手することが可能です。

対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空において小型無人機等の飛行を行う場合の手続

対象防衛関係施設の管理者への**同意の申請**

小型無人機等の飛行を行うにあたり、**対象防衛関係施設の管理者**から同意を得る必要があります（同意を証する書面の交付を受ける必要があります。）

対象防衛関係施設の管理者及び都道府県公安委員会並びに管区海上保安本部長への**事前の通報**

●小型無人機等の飛行を行う**48時間前までに**、当該小型無人機等の飛行に係る**対象防衛関係施設の管理者及び対象施設周辺地域を管轄する警察署並びに海上保安本部等（対象施設周辺地域に海域が含まれる場合に限り。）**に、所定の様式の通報書を提出してください。

●この際、それぞれの**通報書の提出先に実際に飛行させる小型無人機等を提示する**必要があります。ただし、それが困難な場合には、**当該小型無人機等の写真を提出**することで足ります。

対象防衛関係施設の管理者から**同意を得た方の通報**

●対象防衛関係施設の管理者から同意を得た方が、同意を得るに当たって、以下の事項を対象防衛関係施設の管理者へ提出している場合には、**対象防衛関係施設の管理者に対する通報に限り、不要となります。**

- ①小型無人機等の飛行を行う日時及び目的
- ②小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域
- ③飛行させる者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- ④飛行させる者の勤務先の名称、所在地及び電話番号（勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合に限り。）
- ⑤船舶の名称、船舶番号、国際海事機関船舶識別番号又は漁船登録番号、船種、船籍港及び総トン数並びに当該船舶との連絡手段（飛行させる者が船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合に限り。）
- ⑥小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴）